

製品安全データシート

1 製品及び会社情報

製品名：バルクコンディショナー BK678D

会社名：株式会社バルクケミカルズ・ジャパン

住所：大阪府八尾市太田新町9-3

担当部門：総務部

電話番号：072-948-4801

FAX番号：072-949-7092

2 危険・有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

金属腐食性物質 区分1

健康に対する有害性

急性毒性（経口） 区分3

急性毒性（経皮） 区分3

急性毒性（吸入：蒸気） 区分3

皮膚腐食性・刺激性 区分1A

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分1

皮膚感作性 区分1

生殖細胞変異原性 区分2

特定標的臓器／全身毒性（単回暴露） 区分1（呼吸器、膀胱）

特定標的臓器／全身毒性（反復暴露） 区分1（骨、歯、下垂体、甲状腺、腎臓、神経系、
肝臓、精巣、気管支）

環境に対する有害性

水生環境急性有害性 区分3

ラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

危険

金属腐食のおそれ

飲み込むと有毒

吸入すると有毒

重篤な皮膚の薬傷・目の損傷

重篤な目の損傷

アレルギー性皮膚炎を起こすおそれ
 遺伝性疾患のおそれの疑い
 呼吸器、腭臓の障害
 長期又は反復ばく露による骨、歯、下垂体、甲状腺、腎臓、肝臓、精巣、
 気管支の傷害
 水性生物に有害

注意書

【安全対策】

1. 全ての安全注意を読み理解し安全対策を施してから取り扱う。
2. 絶対に口に入れない。
3. 作業場所には局所排気装置を設ける。
4. 防毒マスク、保護衣、長靴及び保護手袋や保護めがね等を着用する。
5. 火気取扱い場所での使用は避ける。
6. 屋外又は換気の良い区域でのみ使用する。
7. 蒸気またはミストを吸入しない。
8. 取扱い後は手洗い、うがいを十分に行う。
9. 環境への放出を避ける。

【救急措置】

1. 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
速やかに医師の診断を受ける。
2. 飲み込んだ場合：直ちに口をすすぐ。無理に吐かせない。速やかに医師の診断を受ける。
3. 目に入った場合：直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗う。速やかに医師の診断を受ける。
4. 皮膚に付着した場合：直ちに汚染された衣類や靴を脱がせ、付着または接触部を大量の水で十分に洗い流す。速やかに医師の診断を受ける。

【保管】

1. 使用後は容器の開口部の蓋をよく締め、所定の場所を定めて冷暗所に貯蔵する。
2. 酸性物質との接触は絶対に避ける。
3. 耐腐食性／耐腐食性内張りのある容器に保管する。

【廃棄】

内容物や容器は国際、国、都道府県、市町村規則に従って廃棄する。

3 組成、成分情報（危険有害物質を対象） 単一化合物／混合物：混合物

物質名	CAS NO.	濃度	備考
弗化水素	7664-39-3	3.2%	PRTR法、安衛法、毒劇法

PRTR法：該当物質（第一種指定化学物質）含有

該当項目	物質名	CAS NO.	濃度
ふっ化水素及びその水溶性塩（施行令別表第1の374）	弗化水素	7664-39-3	3.2%

労働安全衛生法：該当

該当項目	物質名	CAS NO.	濃度
弗素及びその水溶性無機化合物（法 57 条の 2 施行令 18 条の 2 別表 9 の 487）を含有する製剤（同 634）	弗化水素	7664-39-3	1～5%

毒物及び劇物取締法：該当（毒物）

該当項目	物質名	CAS NO.	濃度
弗化水素（法 2 条別表第 1 の 22）を含有する製剤（指定令第 1 条の 24）	弗化水素	7664-39-3	3.2%

4 応急措置

目に入った場合：

- 直ちに大量の清浄な流水で 15 分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗う。
- 速やかに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：

- 直ちに汚染された衣類や靴を脱がせ、付着または接触部を大量の水で十分に洗い流す。
- 速やかに医師の診断を受ける。

吸入した場合：

- 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
- 速やかに医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：

- 直ちに口をすすぐ。無理に吐かせない。
- 速やかに医師の診断を受ける。

5 火災時の措置（本品は不燃性）

消火方法：

- 適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。
- 速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合には、遮蔽物の活用等容器の破損に対する保護措置を講じ、容器および周辺に散水して冷却する。この場合、容器に水が入らないよう注意する。

6 漏出時の措置

- 風下の人を非難、漏出した場所の周辺には人の立ち入りを禁止する。
- 風下で作業せず、作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
- 漏えいは、石こう、木栓等で止め、乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。
- 漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- 付着物、廃棄物等は関係法令にもとづいて処置をする。
- 河川等へ排出され、環境への影響を起ささないように注意する。
- 回収後の漏洩場所は、霧状の水を多量にかけ、ある程度希釈した後、消石灰等の水溶液で処理し、多量の水を用いて洗い流す。直接中和剤を散布せず、ある程度希釈してから中和する。また、濃厚な廃液が河川などに排出されないよう注意する。

7 取扱、保管上の注意

取扱上の注意：

- 換気の良い場所で取り扱う。
- 蒸気ガスを吸入しないよう、また皮膚、粘膜、または着衣に触れたり目に入らないように適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
- 容器はその都度密栓する。
- 有機物、酸、アルカリおよび木、紙、布等の可燃物との接触を避ける。
- 取り扱い後は手、顔等を良く洗い、休憩所などに手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- ほとんどの金属、及びガラスを腐食するので、適切な容器を用いる。
- 容器は転倒、転落しないように注意して取り扱う。
- 取り扱い後は手、顔等を良く洗い、休憩所などに手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- 水分の存在下で各種の金属を腐食して水素ガスを発生する。

保管上の注意：

- 日光の直射を避ける。
- 通風の良いところに保管する。
- 氷点下もしくは高温になる場所に保管しない。
- 火気、熱源から遠ざけて保管する。
- 容器は確実に密栓して、所定の場所に保管する。
- 食品もしくは食器類と一緒に置かない。
- 転倒、転落しないように注意する。
- 盗難防止のために施錠保管する。

8 暴露防止措置

設備対策：

- 装置は耐腐食性のある材質を用いて作る。
- 作業者が直接触れたり、暴露されない設備にするか、局所排気装置等により、作業者が蒸気ガスなどの暴露から避けられるような設備にする。作業場所には便利なところにシャワーおよび洗顔設備をおく。

保護具：

- 目保護具
 - ゴーグルまたは顔面シールドを着用する。
- 皮膚保護具
 - 取り扱い者は顔面シールド、頭巾、保護衣を着用する。
 - 耐化学薬品性のゴム性保護手袋、保護長靴、保護衣を着用する。
- 呼吸保護具
 - ガス用防毒マスクを着用する。
 - 密閉された場所では送気マスクを着用する。

9 製品の物理／化学的性質

- 状態： 液体（○）
- 色： 無色透明または薄赤色透明（食紅にて着色）

- 臭気： 刺激臭
- 沸点： 情報を有していない。
- 蒸気圧： 情報を有していない。
- 比重： 情報を有していない。
- pH値： 2以下
- その他： 水に溶解する。

10 安定性および反応性

安定性	常温・常圧では安定である。 加熱により有毒なガスが発生する。
危険有害反応可能性	アルカリ類、アミン等と反応し、急激に発熱する恐れがある。 ほとんどの金属及びガラスを腐食し、引火爆発性のガス（水素ガス） を発生する。 亜硝酸塩化合物との接触で有害ガス（NO _x ）を発生する恐れがある。
避けるべき条件	熱
混接危険物質	アルカリ類、金属
危険有害な分解生成物	フッ化水素、水素

11 有害性情報（組成物質の有害性および暴露濃度基準）

急性毒性（経口）	情報なし
（経皮）	情報なし
（吸入・蒸気）	LC50：1,276ppm/1H（ラット）（フッ化水素として）
皮膚腐食性・刺激性	重篤な皮膚の薬傷・目の損傷 激痛を伴い、皮膚の内部まで浸透して水泡（化膿）を起こすことがある。
眼に対する重篤な損傷・刺激性	重篤な眼の損傷 眼を刺激し炎症を起こす。失明することがある。
呼吸器感受性又は皮膚感受性	アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
生殖細胞変異原性	遺伝性疾患のおそれの疑い
特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）	呼吸器、脾臓の障害
特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）	骨、歯、下垂体、甲状腺、腎臓、神経系、肝臓、精巣、気管 支の障害
その他の有害性情報	皮膚から吸収され体内のカルシウム濃度を低下させる。吸入すると 呼吸器を侵し、危篤な場合は肺水腫を起こして呼吸困難となる。

12 環境影響情報

生体毒性	データなし
残留性/分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	物理化学的性質から見て、水系、土壌環境に移動しうる。
•	漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に製品洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないように対処する。

1 3 廃棄上の注意

- 薬剤、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。
- 容器、機器装置等を洗浄した排水は、地面や排水溝へそのまま流さない。
- 排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および関係する法規に従って処理を行うか、委託をする。
- 使用済みの容器は、一定の場所を定めて集積する。

1 4 輸送上の注意

共通： 取り扱いおよび保管上の注意の項の記載に従う。

陸上輸送： 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められ運送方法に従う。

海上輸送： 船舶安全法に定めるところに従う。

航空輸送： 航空法に定めるところに従う。

1 5 主な適用法令

- 毒物劇物取締法 弗化水素（法 2 条別表第 1 の 22）を含有する製剤（指定令第 1 条の 24）
- 大気汚染防止法 施行令第 1 条有害物質、施行令第 10 条特定物質

1 6 その他

引用文献：

- 日本塗料工業会編集「MSDS 用物質データベース」
- 日本塗料工業会編集「MSDS 作成ガイドブック」
- 13700 の化学商品
- 毒物劇物取扱の手引き
- 危険防災救急便覧
- ACGIH： THRESHOLD LIMIT VALUES FOR CHEMICAL SUBSTANCES AND PHYSICAL AGENTS

注意： 危険、有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱には十分注意してください。この製品安全データシートは現時点で正確なものと考えられる資料、データに基いて作成しておりますが危険、有害性の評価は必ずしも完全なものでなく、正確確実性を保証することは出来ません。必要な安全な取扱を決定する場合は、使用者がその責任において関係法令およびこの情報を参考にいただき内容は法令の改正および新しい知見に基き改定されることがありますので最新の情報の元に従って安全にご使用下さいますようお願い申し上げます。またここに記載された情報は保証するものではありません。